

8月10日に第2回公判 傍聴への出欠を至急お知らせください

先日の報告集会でもお知らせしましたが、2回目の公判(口頭弁論期日)が8月10日午前11時からと決まりました。

前回は被告の市側が欠席のまま進められましたが、今回は双方が出席し、互いの立場を主張することになる見通しです。非常に大事な場面になりますので、多くの方の傍聴で裁判所を動かす、まっとうな判決を導きたいと

ころです。

そこで、2つお願いいたします。

- ① 皆様ご自身の傍聴への出欠を至急お知らせください。連絡先は下記の通りです。
- ② ご友人、知人等に傍聴への参加を呼びかけ、多くの市民が参加できるように、お骨折りください。参加できる方についても、下記連絡先にお知らせください。

第2回公判、傍聴スケジュール

- 8:30 高田図書館前出発
 - 8:50 リーゾンプラザ前出発
 - 9:20 柿崎交番前出発
 - 11:00~ 新潟地裁にて公判を傍聴
 - 14:30 柿崎交番前到着
 - 15:00 リーゾンプラザ前到着
 - 15:20 高田図書館前到着
- ☆参加費：2000円

連絡先(原告団事務局)

FAX 025-522-5812 (Fax専用回線)
メール nanten@joetsu.ne.jp
郵送 〒943-0884
上越市大字上中田243-8
平良木哲也

(行き違いを避けるため、電話での連絡はできるだけご遠慮下さい)

市は関係業者に「訴訟告知」

民事訴訟法には、訴訟に参加しうる第三者に対して当事者の申し出に基づいて訴訟係属の事実を法定の方式によって通知する「訴訟告知」という制度があります。

これは、当事者のほかに訴訟に利害関係を有する第三者がある場合に、その者に訴訟参加の機会を与え、たとえ参加しなくても告知者と第三者との間に参加的効力を発生させるというものです。

このほど、被告の市は、「敗訴した場合、市は『落札

業者』に損害賠償請求をすることになる」との理由で、談合に参加した業者に、「訴訟告知」を行いました。

同時に、告発した2業者に対しても、「他社と何ら差異はない」として同じように告知しました。

この結果、市民側が勝訴した場合は、これら業者も裁判の被告と同様な責任を負うこととなりますので、これら業者が今回の訴訟に積極的に参加し、談合の存否について争ってくる可能性があります。



上越市ガス水道局本支管工事

談合疑惑解明ニュース

2015. 7. 30 No.3
発行：談合疑惑解明原告団

事務局：
上越市大字
上中田243-8
090-1808-6919